

外航クルーズ船事業者の 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和4年7月31日(第7版)

(一社)日本外航客船協会

1. はじめに

我が国のクルーズは、日本の皆様の余暇の過ごし方に新たな選択肢を提供し、訪日外国人を温かくおもてなし、寄港する地元の活性化に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大は、クルーズに対する不安を大きくし、経済活動が再開されていく中であっても、各社は長きにわたり運航停止を余儀なくされた。

この新型コロナウイルス感染症については、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれている。

このような中で、クルーズ船事業者の運航再開にあたっては、乗客や乗組員の感染防止対策や万一の場合の感染拡大防止対策を適切に講じることが大前提となった。

このため、（一社）日本外航客船協会（JOPA）では令和2年5月14日に外航旅客船事業者向けのガイドラインを策定するなどの取組を進めてきたところである。

このような流れのなかで、国土交通省は、「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者ワーキンググループ」を設置し、有識者の意見を聞きながら、クルーズの安全・安心を取り戻すための検討を進めてきた。

当協会としては、5月14日作成のガイドラインをベースに新たにクルーズ船事業者向けに特化したガイドラインを作成すべく、有識者の意見に耳を傾けると共に新型コロナウイルス感染症対策分科会提言である感染リスクが高まる「5つの場面」等を全般的に踏まえながら、国土交通省とともにその内容について検討を進めてきた。

こうした経緯を経て、国土交通省海事局の監修の下で作成した本ガイドラインは、クルーズ船の運航再開にあたって、乗客や乗組員に感染者を発生させず、これまで以上に安心して快適な船の旅を提供することを究極の目標としつつ、船内で新型コロナウイルスの感染者が確認されても、乗船から下船に至るまで新型コロナウイルス感染症対策を徹底しておくことで、同室者以外の乗客や乗組員への感染拡大を封じ込め、クラスターを発生させないことを目指している。

これまで、各社は、本ガイドラインに沿って、自社の運航船舶用の新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止マニュアルを作成し、その取組状況について、公平な第三者機関である（一財）日本海事協会（NK）の審査、認証を受けてきた。こうした取組が、乗客や乗組員はもとより、地域との共生は、クルーズにとって不可欠であることから、クルーズ船を受け入れていただく自治体や地域の住民の皆様の安心につながり、そして新型コロナウイルス感染症と最前線で対峙する医療関係者の負担軽減に少しでも貢献できればありがたい。

なお、本ガイドラインは、感染症対策、危機管理等の有識者に内容をご確認いただいた上で、令和4年7月時点の最新の情報に基づき作成しているが、引き続き、変異株の拡大をふまえて、これまでの各種取組を強化するとともに、今後の新しい知見や社会全体の感染症対策の進展等に応じて、随時、本ガイドラインの必要な見直しを行う。

2. 本文書で使用する用語等について

- (1) 感染防止対策：正しいマスクの着用（不織布製の製品を推奨）※、手洗い（手指消毒）、咳エチケット（特に飲食時等マスクを着用していない場合）、他の乗客との十分な距離の確保（最低1メートル以上）、適切な換気等の新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の総称。
- (2) 有症者：発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嗅覚・味覚の異常など、健康状態に何らかの異常を呈し、医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があると認めた者（検査結果に基づく医師の診断により、低リスク者であることが確認されるまでの間は、有症者と見なして所要の対応を行い、低リスク確認後は有症者としての対応を解除する。）。
- (3) 感染者：検査結果を踏まえ医師が新型コロナウイルス感染症の陽性者であると認めた者。
- (4) 濃厚接触者：有症者又は感染者が健康状態に何らかの異常を呈する 48 時間前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。
 - ① 有症者又は感染者と同室又は同室者等（家族等の同一グループであって一定時間（感染予防対策なしで 15 分以上）を船内の同一客室で過ごした者）である者
 - ② 適切な感染防護なしに有症者又は感染者を診察、看護又は介護した者
 - ③ 有症者又は感染者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れた可能性がある者
 - ④ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、感染予防対策なしで有症者又は感染者と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の頻度等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）。

※ 正しいマスク着用については、厚生労働省 HP「マスク着用について」等を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

3. 乗客への対応について

(1) 乗船時

- ① 乗船受付時に非接触型体温計、サーモグラフィ等により、発熱（37.5℃以上又は平熱よりも1℃以上高い状態を目安とする、以下同じ。）がないこと及び発熱以外の体調不良がないことを確認すること。
- ② 乗船受付時に予め定めた様式により、乗客に健康質問票※を提出させたうえ、公的書類等による本人確認を行うこと。
- ③ 乗船当日に乗客の検体を採取し、PCR、LAMP等の核酸増幅法又は抗原定量法のいずれかの方法による検査を実施し、新型コロナウイルス感染症の低リスク者であることを確認すること。
- ④ 上記①～③の結果を踏まえ、当該乗客及びその同室者又は同室者等の乗船の可否を判断すること。
- ⑤ 乗船の可否判断の結果、乗船を断る場合があることについては、予め乗客に具体的に周

知するとともに、乗船を断った乗客に対する帰宅等の案内を適切に行うこと。

- ⑥乗船までの日常生活中、乗船のための移動時についても、感染予防対策を励行するよう、予め乗客に周知すること。
- ⑦乗船受付時に他の乗客と十分な距離がとれるよう、受付時間の分散化等、旅客ターミナル等を運営する自治体等との調整を行うなど、感染防止対策を適切に行うこと。

※ 健康質問票には、乗船 14 日前までの渡航歴、新型コロナウイルス感染症感染者との接触の有無、体調不良(咳・咽頭痛などの症状も含む)の有無、発熱の有無の記載を含めること。また、万一の場合の重症化リスクを予め把握するため、基礎疾患の有無についても含めること。

(2)乗船中

- ①自室内、入浴施設等で入浴中及びレストラン等で飲食中の場合を除き、船内では正しいマスク着用をはじめとする感染防止対策を励行するよう注意喚起を徹底すること。ただし、熱中症のおそれがある場合、開放デッキで他の乗客及び乗組員と十分な距離がとれる場合についてはマスクを外すことを可とする(この場合は、対面での会話を避けるよう注意喚起すること。)
- ②自室内のこまめな換気(1時間に2回かつ1回5分以上)徹底について注意喚起すること。
- ③定期的に(原則1日1回以上)体温測定を求める等、乗客自身の体調管理について注意喚起すること。
- ④適切に感染防止対策を行うことで、同室者又は同室者等以外の他の乗客及び乗組員と濃厚接触者となる状況が生じないように注意喚起を徹底すること。ただし、避難訓練の時間を15分以内とする場合には、これを適用しない。
- ⑤体調に何らかの異常があった場合には、定められた方法により速やかに診断を受けるよう注意喚起を徹底すること。この場合、診断時に船内電話を活用する等の措置を講じること。また、診断を受けるまでの間、船内イベントへの参加及び船内施設の利用を控え、自室内で待機するよう徹底すること。
- ⑥同室者等以外の乗客の客室との往来を禁止することを徹底すること。
- ⑦厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)※」については、原則として利用可能な状態とするよう要請すること。また、他の船内で利用可能な健康管理アプリ(乗客や乗組員の健康状態の記録及び船医によるモニタリングが可能なものが望ましい。)やQRコード読取についてもその使用が効果的な場合は、積極的にこれを活用するよう乗客に求めること。
- ⑧上記①～⑥の注意喚起にあたっては、必要に応じ船内アナウンスを実施すること。

※ App Store 又は Google Play で検索してインストール可能。携帯電話の使用を控える場面では、電源及び Bluetooth を on にした上でマナーモードにて使用

(3)寄港地での上陸

- ①旅客ターミナル等の管理者から求めがあった場合には、上陸の際に舷門等において乗客の体温測定を実施し、発熱がないことを確認できるよう機器等を備えておくこと。
- ②発熱、咳又は咽頭痛等、健康状態に何らかの異常がある乗客については、上陸を見合わせ、医師の診断を受けさせること。

- ③舷門周辺で他の乗客と十分な距離がとれるよう、上陸時間の分散化等、必要な措置を講じ、旅客ターミナル等でも同様の対策がとられるよう予め管理者と調整を行うこと。
- ④上陸の間も飲食又は入浴中の場合を除き、マスク着用をはじめとする感染防止対策を徹底し、換気の不十分な場所への立ち入りを控えるよう注意喚起すること。ただし、熱中症の恐れがある場合、屋外で他の乗客等と十分な距離がとれる場合についてはマスクを外すことを可とする。
- ⑤上陸の間に発熱、咳又は咽頭痛等、健康状態に異常が生じた場合に本船に連絡させること。また、本船の連絡先を予め乗客に周知すること。
- ⑥船内に戻る際には乗客の体温測定を実施し、発熱、咳又は咽頭痛等の健康状態に異常がないことを確認すること。
- ⑦上記②、⑤、⑥において、発熱、咳又は咽頭痛等、健康状態に異常があった場合には、医師の診断及び新型コロナウイルス感染症の検査を行い、検査結果を踏まえた医師の診断が出るまでは本人及び同室者又は同室者等を船内で隔離すること。

(4) 最終港での下船

- ①旅客ターミナル等の管理者から求めがあった場合には、下船の際に舷門等で乗客の体温測定を実施し、発熱がないことを確認できるよう機器等を備えておくこと。
- ②舷門周辺で他の乗客と十分な距離がとれるよう、下船時間の分散化等、必要な措置を講じること。
- ③下船及び手荷物受け取りの際に他の乗客と十分な距離がとれるよう、予め旅客ターミナル等の管理者と調整を行うこと。

4. 船内の衛生管理

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を徹底させるため、船内における衛生管理規程を整備すること。
- (2) 衛生管理規程には、以下の事項を盛り込むこと。
 - ①船内の衛生責任者の選定と役割。
 - ②船内の衛生管理体制(船内に有症者・感染者が発生した場合の緊急連絡体制を含む)。
 - ③有症者及び感染者が発生した場合に使用する個人防護具の種類と船内に備蓄する個数。
 - ④感染者が発生した場合の対応に関する乗組員への教育・訓練の方法。
 - ⑤有症者が発生した場合の船内の対応方法
 - a)有症者に対する船内での検査の手順
 - b)有症者の船内隔離、診断
 - c)濃厚接触者の特定と船内隔離
 - ⑥検査で感染者が確認された場合の船内の対応方法
 - a)感染者及び濃厚接触者の船内隔離
 - b)全ての船内施設の一時利用停止
 - c)船内への周知

- d)他の乗客、乗組員(運航に必要な者を除く)の自室待機
- e)船内消毒
- f)保健所等への通報手順

5. 船内施設の維持管理等

(1)客室

- ①担当者が乗客の客室に入室する場合には、感染防止対策を徹底させること。
- ②クルーズ終了後の清掃時には、担当者にドアノブ、テレビや空調のリモコン、照明スイッチ等の接触部分の消毒をさせること。
- ③客室内のゴミ(マスク、ティッシュ等の感染源となるおそれのあるもの)については、分別するよう予め乗客に周知徹底させ、担当者に密閉処理させること。
- ④船内で2泊以上する場合であって乗客の求め等により客室の清掃、リネン類の交換等を行う場合には、乗客との濃厚接触が生じないように徹底すること。
- ⑤以下の関係業界ガイドラインも参考とすること。

(一社)日本旅館協会

<http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

(一社)全日本シティホテル連盟

<https://www.jcha.or.jp/news/203>

(一社)日本ホテル協会

<https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801>

(2)レストラン等飲食施設

- ①担当者が当該施設での業務に従事する際には、感染防止対策を徹底させること。
- ②乗客の飲食終了の都度、テーブル・カウンターを消毒させること。
- ③下膳の際には、残渣物(食品、唾液、鼻水が付着したナプキン等)からの感染を防止する措置を講じること。
- ④必要に応じ、座席数を減らし、配置については十分な距離を確保すること。ただし、船内の構造上十分な距離の確保が困難な場合には、アクリルパネル等(着席した乗客の目を覆う程度の高さのもの)の設置により、感染防止対策を講じること。
- ⑤食事時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置をとり、施設のキャパシティに応じた人数の分散・制限を講じること。
- ⑥原則として、卓上には調味料、予備食器、共有メニューを置かないこと。やむを得ず卓上に置く場合は飲食終了の都度、消毒又は交換を行うこと。
- ⑦原則として、ビュッフェ等のセルフサービス施設は休止すること。ただし、以下の全ての条件が満たされる場合には、セルフサービス施設の運用を可とする。
 - a)セルフサービス施設を利用する乗客のマスク着用、トング等の器具使用の都度の手指消毒を乗組員がチェック出来る体制が講じられていること。
 - b)提供される食品等を保護するカバー等が設置されていること。
 - c)トング等の器具が使用頻度に応じて定期的に(15分程度を目安)交換・消毒される措置

が講じられていること。

⑧ 飲食施設内のCO2濃度をモニターし、1000ppmを超えないよう常時換気する措置が講じられていること。その際、湿度40%以上を目安とした加湿を考慮すること。

⑨ 以下の業界ガイドラインも参考とすること。

(一社)日本フードサービス協会

<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

(一社)全国生活衛生同業組合中央会

<http://www.seiei.or.jp/chuoukai/syoukai.html>

(3) 劇場、映画館

① 開始及び終了時に出入口に乗客が密集しないよう、入退場の順番を定める等、必要な措置を講じること。

② 開始前及び終了後も含め場内の換気(空調設備による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回かつ1回5分以上))を行うこと。その際、湿度 40%以上を目安とした加湿を考慮すること。

③ 座席の配置については、十分な距離を確保するよう努めること。ただし、以下の全ての条件が満たされる場合には、収容定員数までの入場を可とする。

a) 乗客の着席場所が記録され、事後に確実な追跡ができる措置が講じられていること。

b) 施設内の CO2 濃度をモニターし、1000ppm を超えないよう常時換気する措置が講じられていること。

④ 劇場においては、最前列席と舞台との間隔を2メートル以上とること。また、乗客と接触するような演出(声援を求める、乗客を舞台に上げる、ハイタッチをする等)は行わないこと。

⑤ 乗客に対して声援等の発声を控えるよう注意喚起すること。

⑥ 以下の業界ガイドラインも参考とすること。

(公社)全国公立文化施設協会

https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf

全国興行生活衛生同業組合連合会

https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf

(4) 大浴場、プール

① 利用者が密状態にならないよう、一定の人数に達した場合には入場を制限すること。また、当該対応について、予め乗客に注意喚起すること。

② ロッカー、椅子等の共用部分、手桶、ドライヤー等の共用備品については一定時間毎に消毒を行うこと。

③ 担当者が使用済みタオル類の回収等を行う際には、感染防止対策を徹底させること。

④ 以下の業界ガイドラインも参考とすること。

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会

http://www.1010.or.jp/zenyoku/img/zenyoku_guideline.pdf

(一社)日本スイミングクラブ協会

<http://www.sc-net.or.jp/>

(5) 関係業界ガイドラインの活用

○上記の他、船内の各種施設(エステサロン、フィットネスクラブ、遊戯コーナー、バー、図書室等)における対応については、以下の業界ガイドラインも参考とすること。

特定非営利活動法人 日本エステティック機構、(一社)日本エステティック振興協議会

<http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/3120200601.pdf>

(一社)日本フィットネス産業協会

https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/fia_guide.pdf

(一社)日本アミューズメント産業協会

<https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/ガイドライン PDF.pdf>

(一財)カクテル文化振興会、(一社)日本バーテンダー協会、

(一社)日本ホテルバーメンス協会

http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf

(公社)日本図書館協会

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf>

(6) その他

- ①上記の他、船内施設の座席の配置については、十分な距離の確保に努めること。
- ②船内で不特定多数が接触する物品・機器(電話、パソコン、スイッチ等)、手すり・ドアノブ、トイレ、共有スペースの什器などの接触部分を定期的に消毒[※]すること。
- ③手指消毒薬を船内に備え付け、②の什器などの接触の後に手洗いができない場合には、消毒薬を使用するよう乗客・乗組員に周知すること。
- ④船内の換気設備を適切に運転・管理すること。
- ⑤船内に必要個数のサーモグラフィを設置すること。

※ 消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

6. 乗組員への対応について

(1) 教育・訓練

- ①衛生管理規程に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する教育を行うこと。
- ②衛生管理規程に基づき、本船内における感染防止対策に関する教育・訓練を行うこと。
- ③衛生管理規程に基づき、本船内における新型コロナウイルス感染症への感染防止に必要な个人防护具に関する教育及び着脱に関する訓練を行うこと。

(2) 船内での対応

- ①1日2回の体温測定等、乗組員の健康状態の記録をとること。
- ②本船の運航に必要な要員については、乗客との濃厚接触を避け、新型コロナウイルス感染症感染防止のための措置を徹底させること。
- ③就業時間内は、感染防止対策を徹底させること。就業時間外であっても自室及び飲食時以外はマスク着用と感染防止対策を徹底させること。なお、相部屋の場合は、お互いに十

分な距離を保ち、対面での会話を避けるよう徹底させること。

- ④物品・機器等（作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人で共用させないこと。ただし、やむを得ず共用させる場合には、消毒等感染防止措置を講じるとともに、共用させた者を特定できるよう記録をつけること。
- ⑤船内の備品・機器類（パソコン、各種端末等）については、一定時間毎に消毒を行うこと。また、乗組員の衣類等の洗濯をこまめに行うこと。
- ⑥訪船者の対応は真に必要な場合に限り、仕切りのない対面での接触を避けること。その場合、訪船者に対しても、感染防止対策を徹底させること。

(3)乗組員交代について

①乗船者

- a) 自宅出発日の 14 日前から体温を計測、記録させ、体調不良（咳・咽頭痛などの症状も含む。）があった場合には報告させること。
- b) 乗船時に新型コロナウイルス感染症の検査を実施（外国人の場合は入国時の検査とは別途実施）し、陰性であることを確認すること。
- c) 乗船予定者の同居家族に発熱、咳など健康状態に何らかの異常があり、感染が疑われる場合には、乗船を見合わせ、医師の診断を受けさせたうえ、その結果について報告させること。
- d) 乗船後も定期的な検査を実施すること。なお、ダンサー、バンドの演者等は他の乗組員よりも検査の頻度を高めること。

②下船者

- a) 14 日前からの体温の記録、体調をチェックし、下船に問題がないことを確認すること。
- b) 下船後に感染者が発生した場合の連絡を取りやすくするため、乗組員の交代状況と連絡先については、雇用継続の有無にかかわらず、一定期間記録を残すこと（派遣乗組員については派遣元も同様）。

7. 有症者が発生した場合について

- (1) 有症者が発生した場合は、衛生管理規程に従い、船内に設置された検査機器で速やかに新型コロナウイルス感染症の検査を実施すること。ただし、何らかの理由で船内での検査が実施できない場合には、有症者が発生した時点で、「8. 有症者の感染が確認された場合について」と同様の対応をとること。
- (2) 検査結果が出るまでの間、衛生管理規程に従い、濃厚接触者を特定し、有症者及び濃厚接触者を船内で隔離すること。

8. 有症者の感染が確認された場合について

- (1) 検査結果に基づく医師の診断により、有症者の新型コロナウイルス感染が確認された場合は、衛生管理規程に従い、感染者及び濃厚接触者の隔離を継続し、他の乗客を自室に待

機させること。

- (2) 可能な範囲で、感染者及び濃厚接触者の乗船以降の行動を聴取し、他に濃厚接触者に該当する者の有無等状況の把握に努めること。接触管理アプリ(COCONA)や健康アプリ、QRコード読取の導入を推奨し、積極的に活用すること。また、濃厚接触者の対象範囲については保健所等に助言を求めること。
- (3) 濃厚接触者に対しては、保健所等の助言を踏まえた上で、検査等の対応をとること。
- (4) 本船が国内寄港地に停泊中、国内各港間を航行中のいずれの場合も指定感染症発生の場合の手続きに則り、関係機関(国土交通省海事局、保健所等、海上保安庁(航行中の場合)、港湾管理者等)に通報すること。なお、関係機関の連絡先については、最新の情報を相互に共有すること。
- (5) 上記通報と同時に、停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請すること(なお、出港後に感染が判明した場合、次の寄港地までの所要時間、感染者の人数が次の寄港地で予め受入可能とされていた人数を上回る等、合理的な理由がある場合に限り、直前に出港した港に戻ることを可とする。また、このような対応をとる場合があることを、予め港湾管理者等、都道府県等の衛生主管部局に通知し、了解を得ておくこと)。なお、通報した時点において保健所等の判断により、その指示を仰ぐことが困難な場合には、本人の同意を得た上で保健所が適切と認定した一定の基準^{*}に基づき、濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者(以下「濃厚接触者等」という)の候補範囲を特定し、検査等の対応が必要となることから、下船後の指示も含めて事前に協議しておくこと。
- (6) 船内で感染者が確認された時点で、船内イベント及び船内施設の使用を中止し、上記(5)の対応後、保健所等、関係機関の助言を確認のうえ、速やかに最終下船港(発着港を基本として予め調整)に向かうこと。また、この間、他の乗客は自室に待機させること。ただし、以下の全ての条件が満たされる場合には、運航の継続を可とし、上記8.(1)に定める他の乗客の自室待機を不要とし、船内イベント及び船内施設の使用も可とする。
 - a) 船内の飲食施設等で、乗客の利用の都度、消毒する体制が講じられていること。
 - b) 上記 a)以外の船内施設において、感染者が利用した履歴を直ちに把握し、必要な消毒ができる体制が講じられていること。
 - c) 複数の同室者等又は乗組員から感染者が確認された場合の運航停止基準が定められていること。
- (7) 最終下船港における感染者以外の乗客の下船については、予め都道府県等の衛生主管部局と協議し、港湾管理者等と連携のうえ、対応すること。なお、通報した時点において保健所等の判断により、その指示を仰ぐことが困難な場合には、本人の同意を得た上で保健所が適切と認定した一定の基準^{*}に基づき、濃厚接触者等の候補範囲を特定し、特定された濃厚接触者等以外の者を下船させることも可能であることから、下船後の指示も含めて事前に協議しておくこと。

- (8) 濃厚接触者の公共交通機関の利用については、予め都道府県等の衛生主管部局と協議し、公共交通機関の利用ができない場合には、港湾管理者等と連携のうえ、帰宅等に係る交通手段を斡旋すること。
- (9) 感染者を下船させる際には、乗組員や他の乗客等に感染が広がらないよう、動線について予め港湾管理者等と調整し、連携のうえ、対応すること。
- (10) 「7. 有症者が発生した場合について」および「8. 有症者の感染が確認された場合について」に記載の措置をとる場合があることを予め乗客に周知すること。

※ 令和4年3月16日(令和4年3月22日一部改正)付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf>

9. 上記以外の対応について

- (1) 上記に記載の対応の他、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(海事局安全政策課)」をはじめ、これまで海事局から発出され、また今後発出される通達等を参照し、適切に対応すること。
- (2) 下船後に感染が判明した場合に備え、乗客の連絡先等必要な情報を一定期間保存し、また、乗客に対し後日連絡を取る場合があることを周知すること。また、下船後14日以内に感染が確認された場合には、クルーズ船事業者に連絡する旨、予め乗客に対し依頼しておくこと。
- (3) 出港後に乗客が下船できなくなる事態が生じないように、当該クルーズの最終下船港の港湾管理者、都道府県等の衛生主管部局(以下、最終下船港関係者)と、当該港に確実に帰港し下船できる対応策を予め協議すること。
- (4) 途中寄港地における感染者受入条件を予め確認し、その内容を最終下船港関係者に予め通知すること。また、寄港地における感染者受入条件に変更があった場合には、遅滞なく最終下船港関係者に通知すること。
- (5) 感染者の容態、地域の医療体制等を理由に陸上隔離ができない場合に備え、最終下船港までの船内隔離にも対応できる体制とすること。
- (6) 本ガイドラインの実施にあたり、各社の作成する感染症対策マニュアルをもってチェックリストとして使用する。

10. 適用

本ガイドラインは、まずは国内クルーズに適用されるものであり、国際クルーズの実施にあ

たつては必要な改訂を行う。

11. 主な連絡先

(1) 保健所

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html

(2) 検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

(3) 国土交通省海事局

安全政策課危機管理室(事案発生時の報告) 03-5253-8616

e-mail: hqt-Kaiji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp

外航課(上記以外の相談等) 03-5253-8619

e-mail: hqt-kaiji-gaikouka-01@gxb.mlit.go.jp

12. 参考情報

(1) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(2) 5つの場面

<https://corona.go.jp/proposal/>

(3) 新しい旅のエチケット

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020072704.html>

(4) 「国民の皆様へ(新型コロナウイルス感染症)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html